



## 2024年度第3回食・消費者委員会を開催しました！

10月28日(月)に、2024年度第3回食・消費者委員会をハイブリッドで開催し、講師、事務局を含め、9人が参加しました。

今回は、消費者問題を取り上げ、全国及び千葉県の消費者被害の状況、また最近の地方消費者行政の課題を学ぶ学習会を企画しました。市町村の窓口で相談に携わる消費生活相談員の浜野洋子さんに説明いただきました。(文責：事務局)



### 1. 「全国及び千葉県の消費者被害の現状と消費者相談や窓口、啓発に関する課題」

講師：特定非営利活動法人消費者市民サポートちば 企画委員

消費生活相談員 浜野洋子さん



講師：浜野洋子さん

○デジタル化の進展により、消費者を取り巻く環境変化が早いスピードで変化しています。デジタル化により消費者は、たくさんの情報にアクセスでき、多様な選択ができるようになりました。とても便利でメリットがある反面、様々なインターネット広告、ネット上だけのつながりでの勧誘、セキュリティの問題などの課題があります。

○昨年の千葉の相談件数は90万件。最近の相談は簡単に終わらないものばかりになっています。また、全国で相談を受けた消費者被害からみた契約・購入金額は、23年度で10.6兆円。年々高額化、増額しています。国家予算の約10分の1程度の金額になります。

○誰もがスマートフォンを使うようになり、若者だけでなく全世代でインターネット広告やSNSをきっかけとしたトラブルが多くなっています。また男女問わず、美容関係の被害、点検商法なども増えています。

○千葉県内の消費者相談窓口の課題は、消費生活相談員のなり手不足です。高齢化も進んでいて、県のセンターでは60歳代が48.2%、30歳以下は3.1%、市町村では70歳代以上が1割を占めています。また「会計年度任用制度」雇用のため、5年で採用の切り替えがあり、賞与などありません。未来が描きづらいので、若い人達には勧めにくいです。

○子どもたちは学校で消費者教育を受ける機会があります。高齢者や障害者は地域コミュニティや消費者団体などから情報を得ています。社会人になると新人研修などでの消費者教育もありますが、一番被害相談の多い50歳代への対応が難しくなっています。

○一人ひとりの行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。自分が悪質事業者の被害に遭わないことはもちろん、被害に遭いやすい高齢者を地域で見守ることも大切です。もし、自分が被害に遭った場合は誰かに話すこと、消費者センターに相談してください。

委員からは「相談員のなり手不足が、非常に心配だ」「最近フィッシングのメールが多いので困っていた。被害に遭わないように気をつけたい」との感想がありました。

以上

